

1/26 金

森友学園訴訟の賠償金1億円

財務省、佐川氏に請求せず

鈴木俊一財務相は二十五日、森友学園に関する財務省の決裁文書改ざんを巡る訴訟で支払いを受け入れた約一億円の賠償金について、理財局長として改ざんの方向性を決めたとされる佐川宣寿元国税庁長官には負担を求めない考えを示した。衆院予算委員会で、立憲民主党の踏猛議員の質問に答えた。

訴訟は二〇一〇年三月、改ざんを苦に自殺した近畿財務局の元職員赤木俊夫さん（当時）＝の妻雅子さん（五〇）が、国と佐川氏に損害賠償を求めて起訴した。国は昨年十一月に

なって請求を全面的に受け入れる「認諾」の手続きを取って終結。佐川氏に対する訴訟は係争中だ。

国家賠償法は、国が支払った賠償金に關し、故意または重大な過失があつた公務員には求償できると定めている。しかし鈴木氏は「赤木さんが大変厳しい状況に追い込まれてしまつた當時、業務負担の軽減などがなされていた」として、求償しない考え方を示した。

岸田文雄首相は「財務省の判断としては（求償は）難しいと報告を受けていた」と述べた。